

中野区立広町みらい公園テント設営場所利用のご案内

広町みらい公園

指定管理者: 中野にぎわいプロジェクト

当公園では夏季の一定期間、熱中症対策の一環として休憩用テントに限り エリアを限定して設営出来る様になりました。公園には様々な目的で多くの方がご来園されますので、以下のルールをご確認の上、他の公園利用者様にもご配慮を頂いて、テント設営場所(以下 テントエリア)をご利用頂けます様、宜しくお願い申し上げます。

■設営と撤収について

- 1 営利目的でのテント設営は出来ません。またテントによる宿泊はできません。
- 2 設営できる期間、時間は以下の通りとします。
・7月15日～9月30日までの間の 10時から17時まで
- 3 但し、この期間内でも以下の日は設営は出来ません。
 - 降雨、降雪、強風等、悪天候の日。
 - 多目的広場で工事やイベント等を行う日。
 - 休館日、及び公園の管理者が指定する日。
- 4 テントの設置、設営中のテントの管理、及び利用後の撤収はご利用者で行って頂きます。
- 5 急な悪天候等によりご利用を中止して頂く事がございます。公園管理者からご利用中止のご案内がありましたら、直ちにこれに従うようお願いいたします。

■テントについて

- 1 テントはご利用者をご持参ください。
- 2 設営は一時的な休憩用のテント等に限りです。別紙写真の様な形、規模のテントは使用できません。またペグで地面に固定できるテントに限りです。
- 3 利用当日に受付でご持参されたテントの形状などを確認いたします。この時に一時的な休憩用テントではない場合には、ご利用をお断りする場合があります事をご了承下さい。

■設営場所と設置(固定)について

- 1 テントエリアの10区画でのみ設営が出来ます。区画は空いている中からご希望の場所を指定できます。
- 2 一区画(一辺約2.7mの正方形)に一つのテントを設営できます。区画内の設営場所は自由ですが、入口は風下に向けると良いでしょう。風向きは日によって異なりますが、公社ハイム側から吹く事が多いようです。設営時点の状況でご判断下さい。
- 3 テントは必ずペグ(テント固定用の杭)で 最低でも四隅4か所を地面に固定して下さい。ペグやハンマーは貸出しますのでご利用ください。

■ご利用のお申込

- 1 公園の職員が当日の天気等を確認し、ご利用出来る日は、当日の10時頃にこれを体験学習センター(管理事務所)の1階に掲示致します。(公式サイトのご案内は6月21日時点で検討中です)
- 2 お申込は体験学習センターの2階で利用当日の10時～15時の間に受け付けます。
- 3 お申込の前に「テント設営場所のご利用ルールについて」をご一読頂き、ご了解の上、お申込み下さい。
- 4 ご利用料金は10時から17時までの間のご利用で 利用時間に拘らず、一律200円(税込み)です。
- 5 利用申込書に所定の事項をご記入ください。
- 6 テント設営の間は「ご利用リボン」(テント設営許可証)をテントの上部など目立つ所に取付けて頂きます。
- 7 ご利用リボン、ペグ、ハンマーを一袋にしてお渡しいたします。ペグやハンマーは自由にご利用ください。
- 8 ハンマーはお子様が悪戯しないように、保護者の方が管理するようにお願い致します。
- 9 ご利用後は、ご利用リボンも含めて、この袋一式を受付に返却してください。
- 10 1人のご利用者が14時までにご利用を終えた場合には、その後を他の方がご利用する事も可能です。管理事務所までお問合せ下さい。
- 11 原則として利用料金の返金は行いません事をご了承ください。

■その他の注意事項

- 1 テントエリアでも当公園の利用規則等を守って頂くようお願い致します。
- 2 キャンピングとは異なりますので火気厳禁とし、以下の行為を禁止致します。
調理・暖房・照明等の為の携帯用コンロ、燃料ランプ、キャンドル等の使用、キャンプファイヤー、及び花火等は厳禁とする。
- 3 テントエリア内ではお隣様とお互いに譲り合って頂くよう、宜しくお願い申し上げます。
- 4 テントの設営・利用・撤収は ご利用者様ご自身で行って頂きます事から、発生する事故や盗難等につきまして、広町みらい公園では一切の責任を負いかねます事をご了承下さい。

■今後の更なる快適なご利用を目指して

- ・皆様からのアンケート結果等をもとにご利用を開始しましたが、今後もアンケート等を実施致します時はご協力をお願い申し上げます。